

政令第二百一十号

農地法施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四條第六項ただし書及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（農地法施行令の一部改正）

第一条 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号へ中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四條第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第十一条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において同法第十三條第三項第一号に規定する施設を整備するために行われるもの。

附則第七項及び第八項中「(4)」を「(5)」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号に次のように加える。

ホ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四條第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第十一条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第十三條第三項第一号に規定する施設

附 則

この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月三十一日）から施行する。

農林水産大臣 山本 有二
内閣総理大臣 安倍 晋三

介護保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年七月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百一十二号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条第二項（同法第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第六十一条第二項（同法第六十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第五十一条第二項（同法第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第三項第二号中「次条第五項第一号」を削り、「第二十九條の二の二第五項第一号」を「附則第二十一條第一項第三号イ及び第二十二條第一項第三号イ」に改める。

第二十二條の二の二第二項中「の各号」を削り、「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に、「第五項から第七項まで」を「及び第五項」に改め、同項第一号中「第十項」を「第八項」に改め、同項第三号中「から第七項まで」を削り、「第十項」を「第八項」に改め、同条第三項中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「同項中「三万七千二百円」を「同項中「四万四千四百円」に改め、同項第一号中「第九項」を「第七項」に改め、同項第二号中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第二十九條の二の二第十項」を「第二十九條の二の二第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とする。

第二十二條の三第二項第一号中「前年」を「毎年」に改め、「八月一日から」の下に「翌年」を加え、「当該市町村の行う介護保険の被保険者」を削り、「被保険者である者に限る」を「当該市町村の行う介護保険の被保険者である者」に改め、同条第六項第一号中「前年八月一日から」を「当該基準日の属する年の前年八月一日から当該基準日の属する年の」に、「年度」を「年度」以下この項及び次項において同じ。」に改め、同項第二号中「について」の下に「当該」を加え、「八月一日から」を「当該基準日の属する年の前年八月一日から同年」に改め、同項八及び二中「について」の下に「当該」を加え、同項ホ中「について」の下に「当該」を加え、「第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日まで」のいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度」を削り、同項第三号中「世帯員」の下に「当該」を加え、「第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日まで」のいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度」を削り、「市町村民税」の下に「同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二並びに附則第二十一條第一項第三号イ及び第二十二條第一項第三号イにおいて同じ。」を、「他の所得と区分して計算される所得の金額」の下に「同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十三條の二第六項第一号又は第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十三條の二第五項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十三條の二第五項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の二の二第六項第五項又は第三十五條の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。」を加え、同条第七項第一号二中「すべて」を「全てが当該」に改め、「第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日まで」のいずれかの日を基